

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第474号）

〔おおさかQネット関係文書不存在非公開決定審査請求事案 その2〕

（答申日：令和7年12月26日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和5年4月26日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022（おおさかQネット）」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/ki-kaku/nr/oqnet2022.html> には、次の記載があります。

- ・今回の訓練についての本調査回答者における事前浸透率は、**53.1%**であった。

これについて、過去の資料には次のように記載されていました。

【テーマ2】地域防災力の強化

（定性的な目標）

- ・**880**万人府民一人ひとりに対して「自分の身を自分で守る」という防災意識の向上を図り、それが、地域やまち全体の防災意識の向上を図る。

（数値目標）

- ・訓練情報の発信拡充により、事前浸透率と避難行動実施率の向上を図る。

事前浸透率：**58.6%**以上 避難行動実施率：**19.1%**以上

対象が「**880**万人府民一人ひとり」であったはずのものが、いつの間にか「本調査回答者における事前浸透率」にすり替わっていることには姑息さを感じますが、いずれにせよこの項目は、「第11回大阪**880**万人訓練」の目的である「府民のみなさんが、様々な情報源から地震・津波発生情報を入手し、地震・津波発生時に自らの身を守る行動に繋がるように、防災意識の向上を図ること。」が最大の効果を上げられるように訓練の周知を図り、訓練が府民にどの程度認知されたかを測定するものであることは明らかです。

1. 「あくまで本アンケートの回答者の回答状況に止まる」はずの「おおさかQネット」の結果を「府民全体における浸透率」として評価する根拠が示された文書を公開してください。
2. 「おおさかQネット」の結果を「府民全体における浸透率」として扱っていないのであれば、「あくまで本アンケートの回答者の回答状況に止まる」ような結果をもって訓練の周知の効果などが把握できるとする根拠が示された文書を公開してください。
3. 「おおさかQネット」により「大阪**880**万人訓練」の事前浸透率が測定できたとする根拠が示された文書を公開してください。

断っておきますが、「おおさかQネット」の業務委託に係る仕様書は請求対象文書ではありません。仕様書には調査の手順が書かれているだけで、根拠に関する記載はありません。

「おおさかQネット」によって「大阪 880 万人訓練」の事前浸透率が測定できるものと判断した根拠が示された文書及び府民全体における事前浸透率であると評価できる測定結果が得られたとする根拠が示された文書です。

- 2 令和5年5月10日、実施機関は、本件請求について、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、「請求内容に関わる文書については作成をしておらず、文書が存在しないため」との理由を付して審査請求人に通知した。
- 3 令和5年5月12日、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

「本件決定を取り消し、改めて文書の特定を行うこと。」との裁決を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022（おおさかQネット）」
https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/ki_kaku/mr/oqnet2022.html の「第11回大阪 880 万人訓練」に関するアンケート」には、次の記載があります。

- ・今回の訓練についての本調査回答者における事前浸透率は、53.1%であった。

これについて、少々古い資料ですが、平成29年度の大阪 880 万人訓練に関する資料（別紙2）（添付略）https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/27925/00291431/ki_kanri_theme_2.pdf には、次のとおり記載されています。

まず、「【テーマ2】地域防災力の強化」の「めざす方向」として「地震発生時に府民一人ひとりが自ら命を守る行動をとることをはじめ、地域での「共助」による防災活動等、府民の防災意識の啓発に取り組むとともに、コミュニティレベルでの住民組織の避難行動等の取組促進等、自主防災組織の充実強化に努めます。」と記載され、「中長期の目標・指標」として「自主防災組織の訓練実施等による活動の充実」、「府民の防災意識の向上による自らの安全確保と地域の防災活動への積極的な参加促進」が挙げられています。

そして、「府民の防災意識の啓発」の「何をどのような状態にするか（目標）」には、「成果指標（アウトカム）」として、「（定性的な目標）880万人府民一人ひとりに対して「自分の身を自分で守る」という防災意識の向上を図り、それが、地域やまち全体の防災意識の向上を図る。

（数値目標）訓練情報の発信拡充により、事前浸透率と避難行動実施率の向上を図る。事前浸透率：58.6%以上 避難行動実施率：19.1%以上」と記載されています。

つまり、大阪880万人訓練の実施に際し、一人でも多くの府民に訓練の周知を図ることにより訓練への参加を促し、個々の府民の防災意識の向上を図るとともに、地域全体の防災力の向上を図ることが「めざす方向」だということであり、数値目標とされている「事前浸透率」、「避難行

動実施率」は「880万人府民」のうちどの程度の府民が事前に訓練を認知し、実際に訓練に参加したのかということの評価するものであることは明らかであり、冒頭に挙げた「事前浸透率は、53.1%であった。」との記載がこの点に係るものであることも、また明らかです。

この53.1%という値は、「おおさかQネット」の結果（Q「あなたは、今回の訓練について知っていましたか」 A「知っていた」53.1%、「知らなかった(今、初めて知った)46.9%」）によるものです。

この「おおさかQネット」に関して、「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022（おおさかQネット）」 <https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/ki/kaku/mr/oqnet2022.html> には、次の記載があります。

1. 「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。

ここには、「おおさかQネット」で得られた53.1%という値は「あくまでアンケート回答者の回答状況」であるに過ぎず、「調査時点での府民全体の状況」を示すものではないとされています。

大阪府は、「調査時点での府民全体の状況」を示すものではないはずの「おおさかQネット」の結果を府民全体の状態を表すものとして取り扱っているものであり、これは致命的に矛盾しています。

本件請求は、この矛盾を解明することを目的とするものです。

「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」の58ページには、別紙3（添付略）の記載があります。

ここには、「府民1,000名（性別・年代でサンプルを割付け）を対象としたネットアンケート調査」と記載されていますが、これは「おおさかQネット」の手法と全く同じものであり、「おおさかQネット」を指していることは明らかです。（大阪府は否定していますが）

そして、これにより「それらがどの程度当てはまるかをリサーチすることにより明らかにする（つまりは「府民全体における事前浸透率は53.1%である」とする）ことができるのは統計学が根拠となっていることは、このガイドラインに、次のように統計学における母比率の推定を適用するための前提条件に係る記載があることから明らかです。

① サンプル回収数の設定

サンプル数が多いほど統計的に誤差は小さくなりますが、費用対効果の観点から最低400サンプルを回収することとします。

52ページ

■ ランダムサンプリングについて

目標のサンプル数を確保したいがために、例えば、調査対象のイベントに好意的な態度を示している人だけにアンケート調査をお願いするといったことをしてはいけません。

回収データの信頼性を確保するためには、サンプルが特定の条件で偏らないようにする必要がありますので、アンケートへの協力をお願いするに際しては、偏りなくランダムに声を掛けるようにしましょう。

また、この資料の 11 ページには、次の記載があります。（当審査会において表から該当箇所（主として検証型リサーチ）アンケート調査）WEBアンケート）を抜すい）

- 方 法 ▽インターネット上に調査票を掲載し、閲覧者から回答を収集
 ▽メールやはがきで回答を依頼する方法もある（例）ネットパル
 メリット ▽システム化により、回答を即時に分析できる
 ▽モニターを活用すれば短期間で調査が終了
 ▽特定ターゲット層の意向の定量的把握に有効

デメリット▽必ずしもランダム抽出とならないため、府民全体の意向把握の客観性に問題が残る

ここでは、「WEB アンケート」により（問題が残るものの）「府民全体の意向把握」（つまりは上記「事前浸透率」の測定）ができるものであると説明されています。

「おおさかQネット」は、まさにこの「WEB アンケート」です。そして、「おおさかQネット」において、直近の国勢調査のデータを基に性別、年齢階層別、地域別にサンプルを割り当てているのは、サンプルを無作為標本（ランダムサンプリングされた標本）に近付け、ここで示されている「問題が残る」という点を避けようとするものであることは明らかです。

以上のとおり、請求対象文書は「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」であり、また、ガイドラインを作成するために使用した（おそらくは統計学に関する）資料です。改めて特定することを求めます。

2 反論書における主張
別紙1のとおり

3 反論書（補足）における主張
別紙2のとおり

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨
本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由
審査請求人は審査請求書の「その他」において「「おおさかQネット」の調査の結果を大阪府民全体の状態を表すものとして取り扱っている」と主張しているが、「おおさかQネット」を利用した「第11回大阪880万人訓練」に関するアンケート調査について、本アンケート回答者における事前浸透率として取り扱っており、大阪府民全体の状態を表すものとして取り扱っていない。

また、アンケート結果により厳密かつ正確に訓練の周知の効果などが把握できると考えているわけではないため、審査請求人が求める「訓練の周知の効果などが把握できるとする根拠が示された文書」については作成していない。

3 結論

本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件決定に対し、審査請求人は、実施機関は「厳密かつ正確」ではないにしろ「大阪880万人訓練」の周知の効果等が把握できると考えていたことは明らかであり、そこに根拠がないはずがなく、「「おおさかQネット」の結果をもって「府民全体における浸透率」であるとする根拠が示された文書」が存在しないはずがない、と主張する。

一方、実施機関は、「おおさかQネット」の結果を府民全体の状態を表すものとして取り扱っていない、また、「おおさかQネット」の結果により厳密かつ正確に訓練の周知の効果等が把握できると考えているわけではないため、審査請求人が求める第二の1の2.の文書は作成していない、と主張する。

審査請求人の主張は、「おおさかQネット」の実施に際しての検討を記載した文書が存在しないはずはない、というものであるが、次の(2)で述べる「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」(以下「ガイドライン」という。)についての主張を除いて具体的ではなく、実施機関の主張を覆すほどのものではない。

そこで念のため、当審査会において現存する「おおさかQネット」に関する行政文書を確認したところ、審査請求人が主張するようなものは見当たらなかった。

以上のことからすると、本件決定は妥当である。

(2) また、本件決定に対し、審査請求人は、対象文書はガイドラインであり、また、ガイドラインを作成するために使用した(おそらくは統計学に関する)資料である、と主張する。

当審査会においてガイドラインを見分したところ、リサーチの手順や思考方法、調査設計等についての解説が主で、「おおさかQネット」を活用したネットアンケートを題材にしたケーススタディや「おおさかQネット」のことと思われる短い記載はいくつか見受けられるが、「おおさかQネット」そのものの説明や解説はない。

そのほか、審査請求人が主張の拠り所として挙げるガイドラインの記載は、社会調査に共通の約束事や「おおさかQネット」が分類されるWEBアンケート調査以外の手法についての留意事項であることが確認された。

以上のように、「おおさかQネット」によって「大阪880万人訓練」の事前浸透率が測定できること、府民全体における事前浸透率であると評価できる測定結果が得られたことを根拠付け

る記載は、ガイドラインには見当たらず、よって、ガイドラインを対象文書と特定しなかった実施機関の判断は、妥当である。

ガイドラインが対象文書に当たらない以上、ガイドラインを作成するために使用した資料も対象文書に当たらない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関は「おおさかQネット」の結果を府民全体についての状況を示すものであるかのように扱っているとして、その問題点や説明責任を縷々主張するが、このことは、前記2の判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子

◎弁明書に記載された「弁明の理由」について

まず、「第11回大阪880万人訓練」に関するアンケート調査について、本アンケート回答者における事前浸透率として取り扱っており」との説明について、仮にこのとおりなのであれば、例えば回答者500名中250名が「知っていた」と回答したとすれば、50.0%という結果は、回答者のうち50.0%が「知っていた」と回答したという以上の意味を持たないということになります。

しかし、その直後の説明では「アンケート結果により厳密かつ正確に訓練の周知の効果などが把握できると考えているわけではない」となっており、「厳密かつ正確」ではないにしろ、訓練の周知の効果などが把握できると考えていたことは明らかです。「本アンケート回答者における事前浸透率として取り扱っており」、それ以上の意味を持たないデータであるとするのであれば、アンケート結果は訓練の効果などを表すものではないとの説明になるはずであり、これらの説明は矛盾しています。

そして、「厳密かつ正確」ではないにしろ、訓練の周知の効果などが把握できると考えていたということであれば、そこに根拠がないはずはなく、「あくまで本アンケートの回答者の回答状況に止まる」はずの「おおさかQネット」の結果を「府民全体における浸透率」であると評価する根拠が示された文書である請求対象文書が存在しないはずはありません。

◎その他

(1) 請求対象文書2. について

弁明書に記載された「弁明の理由」は、「「おおさかQネット」の結果を「府民全体における浸透率」として扱っていない」との主張であると解することもできますが、この場合、請求対象文書2. が不存在である理由が示されていません。

(2) 請求対象文書3. について

アンケート結果により「厳密かつ正確」ではないにしろ、訓練の周知の効果などが把握できると考えていたということであれば、請求対象文書3. が不存在である理由が示されていません。

(3) 「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7. 0)」について

これについては、審査請求書の中でも述べましたが、以下補足します。

「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7. 0)」の58ページには、次の記載(略)があります。ここには「府民1,000名(性別・年代でサンプルを割付け)を対象としたネットアンケート調査」と記載されていますが、これは「おおさかQネット」の手法と全く同じものであり、「おおさかQネット」を指していることは明らかです。

そして、これにより「それらがどの程度当てはまるかをリサーチすることにより明らかにする(つまりは「府民全体における事前浸透率は53.1%である」とする)」ことができるのは統計学が根拠となっていることは、ガイドラインに、次のように統計学における母比率の推定を適用するための前提条件に係る記載があることから明らかです。

① サンプル回収数の設定

サンプル数が多いほど統計的に誤差は小さくなりますが、費用対効果の観点から最低400サンプルを回収することとします。

■ ランダムサンプリングについて

目標のサンプル数を確保したいがために、例えば、調査対象のイベントに好意的な態度を示している人だけにアンケート調査をお願いするといったことをしてはいけません。

回収データの信頼性を確保するためには、サンプルが特定の条件で偏らないようにする必要がありますので、アンケートへの協力をお願いするに際しては、偏りなくランダムに声を掛けるようにしましょう。

前者については、社会調査でよく用いられる「信頼度95%における標本誤差±5%」という精度の設定において求められるサンプルサイズ（アンケート調査にあつては回答者数）が384であることを根拠とした記載です。

そして、後者については、調査結果を母比率の推定値とする学問的根拠である中心極限定理を適用するための前提条件に係る記載であり、これも調査結果を「府民全体における割合」であるとする根拠です。

つまり、請求対象文書1.及び3.については、まさに「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」であり、ガイドラインを作成する際のおそらくは統計学に関する資料です。

◎おおさかQネットの実施目的について

大阪府は、〇〇大学〇〇研究室の調査に対して、次のとおりの説明を行っています。

「おおさかQネット」は、大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査として実施している。（大阪府企画室計画課）

この説明に関し、次の公開請求を行いました。

この説明の根拠がわかる文書を公開してください。「大阪府の個別施策の効果検証」、「政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」が「おおさかQネット」の目的であるということがわかる文書です。

これに対し大阪府は令和5年4月10日付企推第1008号で公開決定を行い、「仕様書（大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実施業務）」を対象文書として特定しています。

これにより、大阪府は「おおさかQネット」の実施目的を「大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」であるとしていることがわかります。

◎弁明書について

「おおさかQネット」の実施目的が「大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」であるのならば、「おおさかQネット」の結果は「大阪府民全体の状態を表すもの」でなければならないことは明らかであり、この点は、令和2（2020）年7月10日付の日本学術会議の提言「Web調査の有効な学術的活用を目指して」において、「（大阪府）企画室推進課への聞き取り調査では「大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査として実施している」いうことであったが、そのためには、「モニターWeb調査」の結果が「大阪府民を代表する結果として妥当性がある」ことについての説明責任がある」と指摘されているとおりです。